

第2章 計画の基本方向

第1節 スポーツをめぐる国の動向

第1項 スポーツ基本法の制定

1961年（昭和36年）に制定された「スポーツ振興法」が50年ぶりに全部改正され、「スポーツ基本法」が2011年（平成23年）6月に制定されました。

スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」であるとの考えに立ち、新しい時代におけるスポーツの基本理念を掲げ、国や地方公共団体、スポーツ団体の責務や努力を規定し、互いの連携と協働によって、その実現を図ることとしています。

また、同法において国は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「スポーツ基本計画」を定めることとし、地方公共団体は、国の「スポーツ基本計画」を参酌して、その地方の実情に即した「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものと規定されています。

〔スポーツ基本法の基本理念〕

1. 自主的・自律的スポーツ活動の推進
2. 学校、スポーツ団体、家庭、地域の相互連携
3. 人々の交流促進および地域間交流の基盤整備
4. スポーツを行う者の心身の健康の保持増進および安全の確保
5. 障害者が自主的かつ積極的にスポーツ活動を行うことができるよう配慮をしつつ推進
6. 競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携および効果的な実施
7. スポーツを通じた国際相互理解の推進および国際平和への寄与
8. スポーツに対する国民の幅広い理解および支援

第2項 スポーツ基本計画の策定

国では、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、2012年（平成24年）3月に、2012年度（平成24年度）から10年間の基本方針と、総合的かつ計画的に取り組むべき前期5年間の施策を示した「スポーツ基本計画（第1期計画）」を策定し、2017年（平成29年）3月には、後期5年間の「第2期計画」を策定しました。

また、2022年（令和4年）3月には、第2期計画で掲げた基本方針を踏襲した第3期計画を策定しました。

第2節 計画の基本理念および基本目標

国の第2期スポーツ基本計画が掲げた、スポーツの「楽しさ」、「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と絆の強い世界を創るという基本方針を第3期計画でも踏襲しつつ、第2期計画期間中に生じた社会変化や出来事等を踏まえ、第3期計画では、国民がスポーツを「する」、「みる」、「ささえる」ことを真に実現できる社会をめざすために、次の3つの新たな視点が必要であると規定しています。

①「つくる／はぐくむ」

社会の変化や状況に応じて、既存の仕組みにとらわれずに柔軟に見直し・改善し、最適な手法・ルールを考え、作り出す。

②「あつまり、ともに、つながる」

様々な立場・背景・特性を有した人・組織があつまり、課題の対応や活動の実施を図る。

③「誰もがアクセスできる」

性別や年齢、障害、経済・地域実情等の違いによって、スポーツ活動の開始や継続に差が生じないような社会の実現や機運の醸成を図る。

スポーツは、市民だれもがそれぞれの体力や年齢、性別、技術、目的などに応じて取り組むことができるものであり、また、スポーツへの関わり方は、スポーツを「する」だけでなく、「観る」ことや「支える(育てる)」ことなど様々な方法があります。

自分にできる範囲で様々な方法により運動やスポーツに関わっていくことで、健康づくりや体力の保持増進だけではなく、夢や希望、明日へ向けての元気や活力が生まれ、人とのふれあいを通してたくさんの絆が育まれていくものと考えられます。

本市では、市民だれもが、いつでも、どこでも、いつまでも運動やスポーツに親しむことができ、元気や活力に満ち、人とのつながりを育む生涯スポーツ社会の実現をめざして、以下の基本理念を掲げます。

－ 基本理念 －

運動やスポーツでつながろう！
活力あふれる元気なまち函館

また、基本理念のもと、「健やかな心身を育む運動やスポーツの振興」を基本目標として本計画を推進します。

基本目標： 健やかな心身を育む運動やスポーツの振興

第3節 計画の基本方向

本計画に掲げた基本目標の実現を図るため、次の3つを計画の基本方向とし、各種取り組みを展開していきます。

1. 子どもの運動・スポーツ機会の充実
2. ライフステージに応じた運動・スポーツ活動の推進と環境の充実
3. 競技スポーツの促進